第 11 章　中心市街地活性化事業

本市では、会津若松駅から鶴ケ城周辺を対象地区に、第３期会津若松市中心市街地活性化基本計画（以下「第３期計画」という。）を新たなコンセプトで策定しました。

第３期計画では、地域全体が中心市街地に対する共通の「まちの方針」に向かって活動する姿を目指し、親しみと共感が得られる「まちの目指す姿（理想像）」を、基本理念や基本方針に設定しました。

これからの「まちの目指す姿」について、住民、事業者、関係団体、行政などの「まちに関わるすべての人」と目線を合わせながら、一体的なまちづくりを進めてまいります。

１　第３期会津若松市中心市街地活性化基本計画の概要

▶　中心市街地の活性化のビジョン

⑴　基本理念

まちが育（そだ）ち、人を育（はぐく）み、未来へつなげるまちづくり

共通の指針となる愛称をもとに、親しみの持てるまちづくりのビジョンとなることを目指します。

愛称　▶　マ チ イ ク

込められた意味
- 人 が ま ち を 育 て る
- ま ち が 人 を 育 て る

基本理念（愛称）には、「人を中心としたまちづくり」に焦点を当てたふたつの意味を込めています。

中心市街地の活性化を目指す上で、一人ひとりがまちを形づくるかけがえのない存在であり、個々の輝きがまちの魅力を高める上で欠かせないことから、主体性を持ったまちづくり（成長）を目指します。

そして、中心市街地を形づくる地域の関係者、まちで暮らしを営む市民、楽しみを求めて訪れる来訪者にとって「このまちが好き」とされる場所となり、将来への架け橋となる人が育まれることをメッセージとして込めています。

ア　中心市街地活性化の必要性

中心市街地は、商業や居住、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、長い歴史の中で地域の文化と伝統を育んできた「まちの顔」とも言うべき地域です。

地域の魅力の土台である歴史や伝統、さらには、このまちならではの風土や空気感に満ちた土地であり、地域住民の拠りどころとして機能しながら、まちへの愛着や誇りを育んできました。今日においても、中心市街地は地域の活力を映し出す鏡であり、まちの変化は、目に映るものだけでなく、心深くに働きかける存在です。

一方で、本市においても少子高齢化や人口減少社会は到来しており、急激な状況の回復は見込めない中で、持続可能なまちづくりへの対応が求められています。

このことから、中心市街地の活性化を図ることでまちの成長を後押しし、多様で心豊かな人であふれた持続的なまちづくりを目指す必要があります。

⑵ 基本方針

基本方針１ 地域経済のエンジンとして力強く成長していくまちづくり

中心市街地は、商店街や伝統産業に代表される地域に根付いた地元企業が集積する土地であり、その活力を向上させることは、地域の経済循環を強く、太くすることにほかなりません。

経済活力の維持向上は、地域住民の暮らしの豊かさや、まちで時間を過ごすことの楽しさを体感させるものであり、事業活動の場としての魅力にもつながるものです。

このことから、中心市街地を消費と事業活動の場として活性化させながら、地域経済のエンジンとして力強く機能し続ける姿を目指す必要があります。

■中心市街地が目指す姿

1	▶ 消費者のニーズに応える魅力を備えたエリア
2	▶ 事業活動の場として好ましい環境を備えたエリア
3	▶ 「稼ぐ力」を備え、地域経済の原動力として機能するエリア

基本方針２ 「思い出」を生み、「想い」を育むまちづくり

中心市街地は、関わる人々の「体験」や「記憶」を生み、地域への愛着を育む場所として機能してきました。

「会津地域の顔」で生まれる思い出は、地域に対する誇りや想いをより豊かに育み、まちの将来を支えていくことにつながっていくものです。

このことから、今後も中心市街地が「まちの顔」として愛され、地域特有の「体験」や「記憶」を一つでも多く生むエリアとなることを目指す必要があります。

■中心市街地が目指す姿

1	▶ 豊かで多様な「体験」や「記憶」を生むエリア
2	▶ 人を惹きつける「居心地の良さ」を備えたエリア
3	▶ 地域ならではの「思い出」を生み、地域を担う人材を育むエリア

⑶ 計画の期間

令和５年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

⑷　中心市街地活性化の目標

ア　目標及び目標指標の設定

基本方針に基づく中心市街地活性化の目標と、その達成状況を把握する数値目標は、以下のとおりです。

	目　　標	目 標 指 標
1	中心市街地での **滞在人口**を増やすこと	▶ **１日あたりの滞在人口**
2	中心市街地を日常的に訪れる **市民**を**一人でも多く**増やすこと	▶ **日常的に訪れる市民の割合**
3	中心市街地での消費や体験に関する **地域住民の満足度**を向上させること	▶ **消費や体験の満足度**

イ　目標値の設定

各事業は、「来街の目的（地）を生み出すことにつながるもの」という考え方を基本に、関係者の目線を合わせながら実施するものです。

市庁舎や公園などの公共空間の活用や、魅力ある消費空間の整備、イベントの実施などの施策を積み上げた総合的な結果として、目標達成を目指します。

１　１日あたりの滞在人口

現状値		目標値
35,500 人 (R3.7～R4.6)	▶	**45,000 人** (R9.4～R10.3)

人口減少が進む中においても、中心市街地が持続的に成り立つための商圏人口を維持・改善させていくという観点から、人流・位置情報データから得られる「中心市街地の１日あたりの滞在人口」を目標指標に定めます。

２　日常的に訪れる市民の割合

現状値		目標値
24.2% (R3.7～R4.6)	▶	**30%** (R9.4～R10.3)

中心市街地を日常的に訪れ、利用する市民を一人でも多く増やすという観点から、人流・位置情報データから得られる、「中心市街地を日常的に訪れる市民の割合」を目標指標に定めます。

3 消費や体験の満足度

現状値		目標値
31％ （R4）	▶	**40％** （R9）

地域住民の暮らしの満足度を高めることが重要であるという観点から、「会津若松市内の暮らしに関するアンケート」で得られる「まちなかでの消費や体験の満足度」を目標指標に定めます。

⑸ 中心市街地の区域

区域設定の考え方

市の玄関口であり、交通の結節点でもあるＪＲ会津若松駅から、商業が集積している中心商店街、行政施設や福利施設等の公共公益エリアを経て、本市のシンボルである鶴ケ城に至る範囲を中心に活性化の取組を進めます。

対象区域は、前計画のエリアを基本としながら、その外縁部も含め計画の対象とします。

区域面積（約 160ha ）

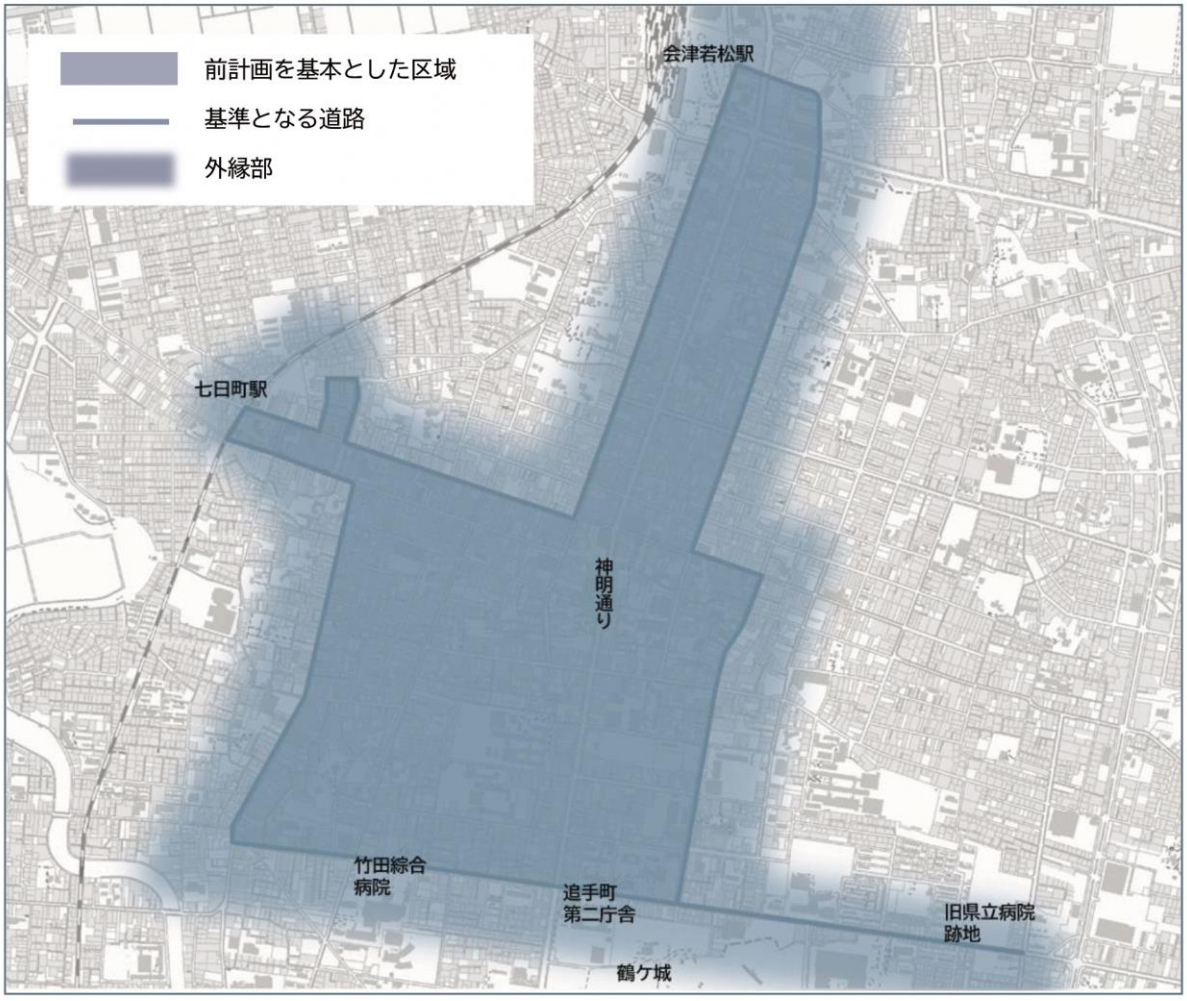

2　会津若松市中心市街地活性化協議会

会津若松市中心市街地活性化協議会は、改正中心市街地活性化法に明示された組織として、平成 19 年２月 21 日に設立されました。

本協議会は、市が策定する基本計画に対し意見を提出する機関として、また、本市の中心市街地における都市機能の増進、経済活力の向上の総合的かつ一体的な推進に向け、さまざまな角度から協議検討し、中心市街地の活性化を図る組織です。

協議会の設立に当たっては、会津若松商工会議所と株式会社まちづくり会津が共同設立者となり、関係機関・団体等へ呼びかけ、協議会委員を構成するとともに、経済産業省東北経済産業局や国土交通省郡山国道事務所等の行政機関をオブザーバーとして組織編成されています。

会津若松市中心市街地活性化協議会構成及び連携図

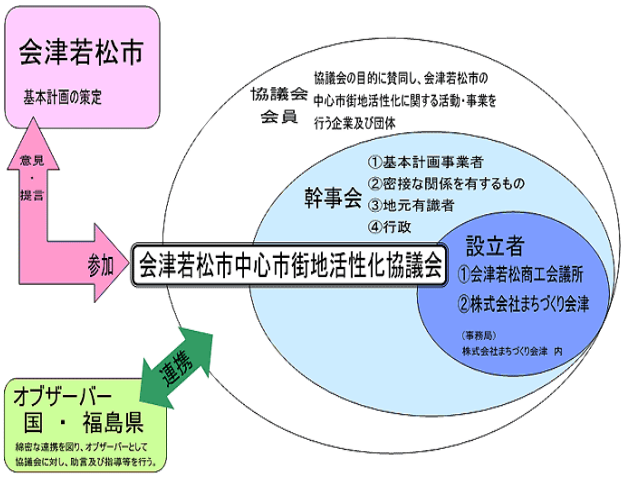

【構成員】

役職名	団体名	役職名	団体名
会長	会津若松商工会議所		社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会
専務	会津若松商工会議所		会津若松市建設業組合
	会津若松商工会議所		（一社）福島県建築士事務所協会 会津支部
	会津若松商工会議所		（公社）福島県建築士会 会津支部
副会長	協議会の同意により、会長が選任		（株）エフエム会津
	（株）まちづくり会津		（一財）会津若松観光ビューロー
	会津若松市	監事	会津若松市金融団（東邦銀行会津営業部）
	会津若松市商店街連合会	監事	会津商工信用組合
	神明通り商店街振興組合		会津信用金庫
	会津若松市役所通り商店街振興組合		会津よつば農業協同組合
	大町四ツ角中央商店街振興組合		（公社）会津青年会議所
	野口英世青春通り協議会		会津漆器協同組合
	七日町通りまちなみ協議会		
	会津ふれあい通り大和町桂林寺町商店会	オブザーバー	経済産業省 東北経済産業局
	アネッサクラブ		国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所
	会津若松市本町商店街振興会		国土交通省 北陸地方整備局 阿賀川河川事務所
	大町通り商店会連合会		福島県商工労働部
	東北電力（株）会津若松支社		福島県会津地方振興局
	（株）ＮＴＴ東日本－福島 会津営業支店		福島県会津若松建設事務所
	会津若松ハイヤー営業会		福島県会津若松警察署
	東日本旅客鉄道（株）あいづ統括センター		公立大学法人 会津大学

3　市民協働による取組

市では、市民、商店街、事業者、関係団体と「まちの目指す姿」の実現に向けて市民協働の観点から共に取り組み、全市的なまちなかづくりの機運醸成を図っています。

⑴　マチイクプロジェクト（令和５年度から）

第３期中心市街地活性化基本計画の基本理念である「まちが育ち、人を育み、未来へつなげるまちづくり」に基づく２つの基本方針の実現に向け、住民、事業者、関係団体、行政などの「まちづくりに関わる人」が実行委員会を組織し、協働で事業を行います。

ア　まちなか情報発信事業（まちなかの個店・イベント・活用可能なスペース等の情報発信）
イ　まちなかスペース活用事業（まちなかでのイベント等の実施）
ウ　まちなか人材育成事業（勉強会・研修会等の実施）
エ　まちなか景観維持事業（過去に設置した板塀・案内板等の修繕等）

まちなかスペースの情報発信

まちなかイベントの情報発信

⑵　まちなか賑わいづくりプロジェクト（平成 26 年度から令和４年度まで）

会津まちづくり応援隊（※）が策定した「まちなか賑わいづくりプロジェクト」や前計画である第２期中心市街地活性化基本計画に掲げた事業を具現化するため、商店街やまちづくり団体、商工・観光団体と地域の方々、行政とが協働で取り組んできました。

※　会津まちづくり応援隊とは、公募による市民、商店街、まちづくり団体により設立した団体
ア　まちなか誘導、案内板の設置
イ　まちなかの植樹による憩いの場の整備
ウ　通りの板塀化やバナー設置による景観づくり
エ　まちなかの魅力を発信する情報誌「きっせ。」の発行

案内板の設置

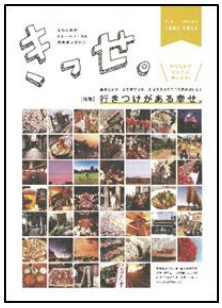

情報誌の発行

各種イベントの開催